

資源物の持ち去り



防止策



資源物の持ち去りは犯罪です

市内各地で資源物の持ち去りが発生しています。資源物は貴重な有価物です。被害を広めないために市民の皆様の協力が必要です。

現在の状況

缶や紙類の
持ち去り被害



被害の多くは
夜中から早朝



警察に被害届
を提出



被害を広げないために

資源物は朝に出す



朝9時から回収 ※令和9年4月から8時30分に変更

不審車両を見たら
警察と土浦市に通報
(被害量、車両の特徴など)



市の委託業者は
車両側面にステッカー

土浦市家庭ごみ収集委託車

土浦市環境衛生課

土浦市大和町9番1号 2階22番窓口

TEL 029-826-1111 (内線2444)

土浦市
ホームページ

